

複数年委託契約における賃金等の変動にかかる変更契約協議指針QA

NO.	質問	回答
1	「複数年委託契約における賃金等の変動にかかる変更契約協議指針」の対象は何か。	令和8年4月1日以降に契約を締結した1年を超える複数年契約の案件で、契約残期間が基準日から2ヶ月以上ある業務が対象です。
2	令和8年4月1日より前に契約を締結した案件も対象となるのか。	令和8年4月1日より前に契約を締結した案件であっても、1年を超える複数年契約で、契約残期間が基準日から2ヶ月以上あれば対象となります。
3	対象業務は何か。	清掃、人的警備、給食調理、人的な施設管理、廃棄物・資源物・し尿等の収集など直接人件費の比率が高い業務が対象となります。対象業務においては、入札公告等に「本業務は、変更契約協議指針の対象となる契約である。」旨の記載があります。
4	例示されていない業務でも直接人件費の比率が高い案件は対象となるのか。	対象となります。
5	基準日とは何か。	直接人件費及び直接物品費等の変動率を算出する基準となる日であり、原則、変更契約の協議を請求した日の属する月の初日とします。ただし、履行開始日が1日でない場合は、翌月1日とします。
6	既に履行期間が終了している案件も対象となるのか。	なりません。同様に履行期間中の案件も、履行済みの期間については対象なりません。
7	別紙様式の提出窓口はどこになるのか。	発注担当課が窓口となります。
8	いつから協議の請求が可能となるのか。	履行開始日から12か月経過後です。なお、協議を円滑に進めるため、協議請求可能日の1か月前を目途に、市と受託者間で事前打合せを行い、事前に試算した変更額等を確認し、手続きに係る準備を進めることも可能です。
9	協議の請求を行った場合、必ず変更契約の対象となるのか。	請求内容を確認し、契約変更の可否を判断します。請求された契約すべてが変更契約の対象となるわけではありません。
10	「契約金額内訳書」はいつ提出すればよいのか。	契約時と協議を請求する際に提出してください。協議を請求する際は、基準日における「契約金額内訳書」を提出してください。

11	【令和8年4月1日より前に契約を締結した案件の場合】 「契約金額内訳書」はいつ提出すればよいのか。	受託者が契約時に「契約金額内訳書」を提出していないため、協議を請求する際に、契約時点における基準日が含まれる年度の「契約金額内訳書」及び基準日における「契約金額内訳書」を提出してください。
12	「契約金額内訳書」を提出する際に、直接人件費や直接物品費等についてさらに詳細な内訳の提出は必要か。	発注担当課より直接人件費や直接物品費等の詳細について説明や根拠資料の提出を求められる場合があります。
13	「契約金額内訳書」はどのように記載すればよいか。	契約時には契約期間中の各年度における「契約金額内訳書」を提出してください。3年度にわたる契約であれば3枚、5年度にわたる契約であれば5枚「契約金額内訳書」の提出が必要です。2年度目以降の「契約金額内訳書」には人件費や物品費の変動を見込んだ金額を記入してください。
14	変更金額の算出方法はどのように行うのか。	原則、契約時に提出された「契約金額内訳書」の直接人件費と直接物品費にそれぞれ大阪府最低賃金と消費者物価指数（大阪市、生鮮食品を除く総合）の変動率を乗じて変動後の直接人件費と直接物品費を算出します。その際、契約時に提出された基準日が含まれる年度の「契約金額内訳書」において見込まれている直接人件費と直接物品費を差し引いて変更金額を算出してください。また、業務管理費と一般管理費については、契約時の「契約金額内訳書」における割合に基づき、直接人件費と直接物品費の変動に応じて変動後の業務管理費と一般管理費を算出します。
15	変更金額の算出にあたり最低賃金や消費者物価指数以外の労務単価や賃金指数を用いてもよいか。	業務内容により最低賃金や消費者物価指数以外の適切な指標がある場合はその指標を用いて変更金額を算出してください。
16	最低賃金や消費者物価指数はいつ時点のものを用いればよいか。	基準日における直近のものを使用してください。
17	協議の請求回数に制限はあるか。	2回目以降の請求については、前回の基準日から12か月経過していれば請求が可能です。